

特別養護老人ホーム はなの里

介護予防短期入所生活介護

(介護予防ショートステイ)

《重要事項説明書》

社 会 福 祉 法 人
こ も は ら 福 祉 会



指定介護予防短期入所生活介護事業所 特別養護老人ホーム はなの里

事業所説明

1. 運営主体 社会福祉法人 こもはら福祉会
2. 代表者 理事長 家里 英夫
3. 所在地 三重県名張市西田原 2000 番地
4. 法人の行なう他の事業
 - 介護老人福祉施設「特別養護老人ホームはなの里」
 - 「特別養護老人ホーム第2はなの里」
 - 「特別養護老人ホーム第3はなの里」
 - 「特別養護老人ホーム第5はなの里」
 - 短期入所生活介護事業「ショートステイ第2はなの里」
 - 「ショートステイ第3はなの里」
 - 「ショートステイ第5はなの里」
 - 通所介護事業「老人デイサービスセンターはなの里」
 - 「老人デイサービスセンター第2はなの里」
 - 「デイサービスつつじが丘」
 - 居宅介護支援事業「居宅介護支援事業所はなの里」
 - 「居宅介護支援事業所第2はなの里・和み」
 - 身体障害者支援施設「はなの里」
 - 身体障害者短期入所事業「はなの里」
 - 身体障害者生活介護事業「はなの里」
 - 軽費老人ホーム「ケアハウスはなの里」
 - 「ケアハウス第2はなの里」
 - 認知症対応型共同生活介護事業「グループホームはなの里」
 - 「グループホーム新（あらた）新2・つつじが丘サテライト」
 - 小規模多機能型居宅介護「多機能ホームはなの里・ゆり」
 - 訪問介護事業所「ヘルパーステーションゆり」
 - サービス付き高齢者向け住宅「百合ヒルズ」
 - 保育所事業「西田原保育園」
 - 「桔梗が丘保育園」
5. 開設年月日 平成12年4月1日
6. 介護保険施設の認可指定日 平成12年4月1日（事業所番号 2471300141）
7. 職員体制

管理者	家里 英夫	（法人の行なう他事業の管理者を兼務）		
医師	矢倉 正則			
生活相談員	常勤	1名		
介護職員	常勤	23名	非常勤	10名
看護職員	常勤	2名	非常勤	3名
機能訓練指導員			非常勤	1名
管理栄養士	常勤	1名		
（本体施設と合わせた職員数となります）				
8. 資格取得状況

社会福祉士	1名	介護福祉士	16名
介護支援専門員	4名	看護師	5名
管理栄養士	1名		
9. 協力病院 名張市立病院

事業の目的

自宅等で生活される、要支援状態の皆様に、介護保険法の定める適正な介護予防短期入所生活介護サービスを提供し、在宅生活の自立の手助けをすることを、事業の目的とします。

運営の方針

当事業所は、利用される皆様が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、皆様の心身機能の維持回復を図り、もって生活機能の維持又は向上を目指すことを運営の方針とします。

＜サービス内容＞

基本サービス

①食事介助

栄養士の立てる献立表により、栄養バランスや皆様の身体状況等を考慮した食事をご用意いたします。また、食事中的見守りや介助が必要な方には、適切な対応をさせていただきます。

②入浴介助

身体状況に応じた各種入浴設備を利用して、週2回、入浴もしくは清拭をお手伝いします。（ご本人の体調によって、変更・中止となる場合があります）

③排泄介助

皆様の身体能力に応じた形での排泄介助サービスを提供いたします。排泄動作等を向上させるための自立援助も行ないます。

④機能訓練

機能訓練を担当する機能訓練指導員が、支援させていただきます。

⑤更衣・整容介助

ご本人が自分で着替えをすることが難しい状態であれば、朝夕の更衣のお手伝いをします。また、起床時の洗顔など清潔で快適な生活が送れるよう、整容のお手伝いもいたします。

⑥送迎サービス

ご本人の状態やご家族の事情により、施設による送迎が必要な場合、自宅から施設まで送迎対応いたします。ただし、施設送迎が可能な曜日や時間帯に限られます。

⑦洗濯サービス

3泊以上ご利用の場合、必要に応じて対応させていただきます。ただし、退所日に発生した洗濯物は除きます。
なお、施設で洗濯対応の場合におきましても、手洗いや自然乾燥が必要な衣類等は対象外とさせていただきます。

基本外サービス内容

- ① レクリエーション
- ② 理髪（短期入所の利用が専門業者の来所日と合えば利用可能です）
- ③ テレビ貸し出し、持ち込み電気機器の使用

＜お部屋のご使用にあたって＞

当施設をご利用の際に使って頂くお部屋は、つぎの通りとなっています。

個室 16室 2人部屋 23室 4人部屋 2室

上記の部屋は、特別養護老人ホームと共用しています。

お部屋の空き状況やご本人の心身の状態、あるいは当施設の事情等により、使っていないお部屋を決めさせていただきます。

お約束

1. お部屋の利用は、男女で分けさせていただきます。
2. ご夫婦でご利用の場合は、極力2人部屋をご利用頂けるように配慮します。
3. 皆様にサービスを提供したり、安全衛生上の管理をする上で必要であれば、ご利用の居室内に立ち入り、必要な対応をさせていただきます。その場合、皆様のプライバシー保護について、十分な配慮をいたします。

お願い

1. お部屋や共用施設、敷地については、その本来の用途にしたがってください。
2. 故意に、またはご本人の身体状況を踏まえても、注意をすれば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、自己負担により現状に復していただくか、または相当の代価をお支払いいただく場合があります。

<医療体制>

名張市立病院が協力病院となっています。

<禁止事項>

1. 以下に挙げる物品の持ち込み使用を原則禁止とさせていただきます。

- ・ 他の方の居住空間や施設の倉庫を圧迫する量、大きさの物品
- ・ 利用中、特に必要としない多額の現金や貴重品
- ・ ご本人や他の方が負傷する可能性がある物品、電化製品
- ・ 施設に共用で設置されているもので、あえて個人持参する妥当性がない物
- ・ 特に必要とする場合以外の携帯電話（ご面会のご家族を含む）
- ・ その他、施設にてお断りしたい物品

2. 施設内での宗教活動、政治活動、営利活動は禁止させていただきます。

3. 人種、信条、宗教、習慣等の相違によって、他の方を排斥したり、その自由を侵害したりする行為を禁止させていただきます。

4. 原則全館禁煙となっていますのでご協力下さい。最小限の喫煙については、職員の指示にしたがって下さい。

5. 他の利用者及び職員に対するセクハラ等の迷惑行為は禁止させていただきます。

6. 上記禁止事項に反する場合には、当施設はサービス利用の中断などの対応をさせていただきますことがあります。

<利用について>

利用条件 ①要介護認定により、要支援状態であると認定された方

②緊急の事情で、要介護認定の結果は出ていないが利用を希望される方

利用定員 2名（短期入所生活介護の定員を含む）

介護予防短期入所生活費

《介護保険対象サービス》（1日の基本利用単位）

（地域区分単価：名張市10.17円）

利用者の介護度		要支援 1	要支援 2
予防短期入所生活介護費		451	561
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）		10	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）		6	
短期入所生活介護費と上記加算の単位合計		467	577
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（136/1000）		63	78
利用料 単位合計		<u>530</u>	<u>655</u>
利用料金額（単位合計×地域単価）		5,390 円	6,661 円
利用者負担額	（1割の目安）	<u>539 円</u>	<u>666 円</u>
	（2割の目安）	<u>1,078 円</u>	<u>1,332 円</u>
	（3割の目安）	<u>1,117 円</u>	<u>1,998 円</u>

※ 1日あたりの利用料金は、計算上端数処理して表示しています。実際の利用料金は、1ヶ月分の利用料単位合計（介護職員等処遇改善加算後）に地域区分単価を乗じた金額となります。

※ 施設送迎を利用の場合、片道184単位が加算されます。

《介護保険対象外サービス》

(1) 滞在費 多床室 915円 従来型個室 1,250円

(2) 食費 朝食 350円 昼食 600円 夕食 550円

注1) 滞在費は、室料と光熱水費相当額となります。食費は、食材料費と調理委託費などの調理費相当額となります。

注2) 負担限度額について

所得の段階（利用者負担段階）に応じた自己負担限度額が決められており、限度額までの支払いとなります。限度額を超えた分は介護保険から給付されます（特定入所者介護サービス費）。特定入所者介護サービス費を利用するためには、市町村に申請して「介護保険負担限度額認定証」の発行を受けることが必要です。この場合、配偶者の課税状況や預貯金等が勘案されます。

介護保険負担限度額

（単位：円）

利用者負担段階	1日あたり滞在費		1日あたり食費
	多床室	個室	
第1段階 本人及び世帯全員が住民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者・生活保護の受給者	0	380	300
第2段階 本人及び世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額＋課税年金収入が80万円以下の人	430	480	600
第3段階①本人及び世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額＋課税年金収入が80万円超120万円以下の人	430	880	1,000
第3段階②本人及び世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額＋課税年金収入が120万円超の人	430	880	1,300
通常（第4段階） 住民税課税世帯に属する人	915	1,250	1,500

利用食数による食費負担額

＜食費は、多床室・従来型個室とも共通料金＞

食費は朝・昼・夕ごとに設定。入退所時間により利用食数が異なるため下記の料金になります。なお、急なキャンセルは対象外とさせて頂く場合があります。

日常生活関連費

テレビ貸出料	1日 20円
持ち込みテレビ使用料	1日 10円
熱源機器（電気毛布等）使用	1日 10円
レクリエーション	無料（但し材料費は実費）
外出支援料	緊急又は家族が対応困難な場合などやむを得ない場合の病院等への外出 30分ごとに1,000円 交通費が発生する場合は別途交通費相当額
その他	必要に応じて協議します

※通常の事業実施地域（名張市の区域）外の送迎サービスに係る実費相当利用料

通常の事業実施地域を越えた地点から片道1Km毎に20円

※介護保険の内容に変更があった場合、経済状況の著しい変化などやむをえない場合上記料金を相当な額に変更することがあります。介護保険の内容変更による場合は極力早く変更内容と変更の理由をご説明いたします。当方の都合により料金を変更する場合は、事前にその内容と理由をご説明いたします。

<緊急時の対応>

介護予防短期入所生活介護のサービス利用中に、容態急変等緊急の事態が発生した場合は、ご家族等で受診などの対応をお願いします。

ご家族対応で通院するのが難しい場合、または休日や夜間等時間外で緊急を要する場合、ご家族や関係各位に連絡するとともに、救急車を依頼する等の対応をします。なお、一刻を争う場合には、ご家族への連絡が前後することや、救急車を呼ばせていただくことがあります。

※ 体調不良時や定期受診につきましては、ご家族様で対応をお願いいたします。

はなの里設備概要

種 別	面 積(㎡)	数	種 別	面 積(㎡)	数
個室	21.00	16	1F特殊浴室	40.93	1
二人部屋	22.26	23	1F脱衣室	17.32	1
四人部屋	44.52	2	3F一般・機械浴室	22.28	1
静養室（兼家族室）	22.26	1	3F脱衣室	21.45	1
相談室・面接室	26.40	2	4F一般・機械浴室	22.28	1
3F食堂・機能訓練室	123.77	1	4F脱衣室	21.45	1
4F食堂・機能訓練室	124.40	1	談話コーナー	—	2
			トイレ	—	26

これらの設備は、介護老人福祉施設と短期入所生活介護事業で共用しています。また、特殊浴室は通所介護事業とも共用しています。

<営業について>

営 業 日 年中無休

受付け日時 祝祭日と12月30日～1月3日を除く月～金曜日

午前8時30分～午後5時30分

入所時間帯 午前8時30分～午後4時30分

退所時間帯 午前8時30分～午後7時00分

※この時間帯以外の入退所については、ご相談下さい。

時間によっては、食事の提供が出来ない場合があります。

送迎実施日時 祝祭日と12月30日～1月3日を除く月～金曜日

入所時：施設発 午前9時30分

退所時：施設発 午後2時30分

※この日時以外につきましては、ご家族にて送迎対応をお願いします。

その他事項 営業時間外においても連絡が取れるように、24時間体制で電話対応者を置いています。

<秘密の保持>

サービスを提供するうえで知り得た利用者およびその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。また、利用者およびその家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者およびその家族の個人情報を用いません。

＜安心してご利用いただくために＞

特別養護老人ホームはなの里では、サービスご利用の皆様に安心して利用していただけるように、皆様からの苦情・相談を受け付ける窓口を設置しています。また、サービスご利用中に事故などでご迷惑をおかけしないよう、非常の災害においても皆様の安全を確保できるよう、職員の研修と避難訓練を行ないます。これにより、皆様にご迷惑をおかけすることのないよう、万全の注意を払ってサービス提供に努めさせていただきますが、万一の事故に備えまして、施設の保険に加入しています。

職員研修・・・施設内定期研修及び随時外部研修
避難訓練・・・年2回以上
加入保険・・・あいおいニッセイ同和損保「介護保険・社会福祉事業者総合保険」
東京海上日動火災保険（株）「自動車保険」

＜事故発生時の対応＞

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、家族等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。

＜苦情・相談窓口＞

ご利用の相談、サービス内容についての相談、及び皆様からの苦情を受け付けるための窓口を設置しています。ご連絡いただいた時、担当者不在でありましたら、後ほど連絡させていただきます。

午後5時30分～午前8時30分までのご相談は、宿直の者が受け付けて、担当者に引継ぎます。

電話番号	0595-66-1234
FAX番号	0595-65-3480
受付担当者	中森 啓介・田中 耕作 奥 晶子
苦情解決責任者	施設長 家里 英夫
第三者委員	中嶋 俊子 0595-65-3556 山口 信子 0595-65-3195

施設の窓口の他にも、公的窓口として次の機関があります。

名張市役所・高齢障害支援室 0595-63-7599

三重県社会福祉協議会・福祉サービス運営適正化委員会 059-224-8111

三重県国民健康保険団体連合会 059-222-4165

重要事項説明確認書

この重要事項説明書に書かれている内容に基づき、事業者は介護予防短期入所生活介護サービス利用の説明を行うとともに同文書を交付しました。利用者（またはその家族等）は、事業者より受けた説明で、サービス内容について理解しました。

令和 年 月 日

事業所所在地 三重県名張市西田原 2000 番地
事業所名 介護予防短期入所生活介護事業所
特別養護老人ホーム はなの里
説明者氏名

利用者（契約者）
住 所
氏 名

※ 契約者は署名できないため、契約者本人の意思を確認し、私が署名代行します。

代理人 住 所
氏 名

(利用者との続柄：)